

東と弁往來

第15回 高知 法テラス・ひまわり公設視察交流会

この記事執筆中に、東北関東大震災が発生し、甚大な被害をもたらされました。被災された方、ご家族、関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

先日、公設事務所運営特別委員会主催の第3回法テラス・ひまわり公設視察交流会が高知で行われました。当会出身の弁護士も含め、多くの弁護士が高知県で活躍されています。その様子を皆様にもご紹介したいと考え、今回はこの報告をさせていただきます。



公設事務所運営特別委員会委員
横山 友子 (63期)



法テラス安芸・
安芸ひまわり基金法律事務所
(高知県安芸市)
法テラス高知 (高知県高知市)

1. はじめに

2011年3月4日、公設事務所運営特別委員会のメンバーを中心とする総勢25名で、法テラス高知、法テラス安芸、安芸ひまわり基金法律事務所を訪問しました。訪問終了後は、法テラス高知の中島香織弁護士、常田学弁護士、法テラス安芸の岸敦子弁護士、野口千晶弁護士、安芸ひまわり基金法律事務所の溝手はるか弁護士も交えて、食事会を行いました。

2. 高知県内の弁護士事情

高知県内の各裁判所の管内人口は、本庁が約53万人、安芸支部が約5万6千人、須崎支部が約9万2千人、中村支部が約9万8千人です。

高知弁護士会には81名(2011年3月4日現在)が所属していますが、多くの弁護士は高知市内に事務所を構えています。安芸支部、須崎支部、中村支部には、それぞれ、法テラスのスタッフ弁護士が2名、ひまわり基金法律事務所の弁護士が1名ずついます(中村支部には、ほかに弁護士が2名います)。

高知県内には史跡や自然景勝地も多く、今年の

NHK大河ドラマ「龍馬伝」の影響で数百億円とも言われる経済効果があったものの、2007年度の人口一人当たり県民所得が47都道府県中第46位と、必ずしも裕福ではない状況です。また、高知市に人口や経済が集中しており、県内の他の地域では人口過疎が進んでいます。

3. 法テラス高知

(1) 法テラス高知は、高知県高知市内の高知城の堀からほど近く、財団法人高知県人権啓発センターや財団法人高知県身体障害者連合会などの事務所が入っている高知県社会福祉センターの建物の中にあります。

法テラス高知に勤務するスタッフ弁護士は2名、2008年9月に着任した60期の中島香織弁護士(当会出身)と2011年1月に着任した62期の常田学弁護士(愛媛弁護士会出身)です。

(2) 法テラス高知では、関係機関との連携に尽力されています。たとえば、障害者支援協会や社会福祉協議会、女性相談支援センター、福祉事務所、消費生活センター、精神保健福祉センター、保護

観察所、司法書士会等、数多くの団体と連携が進んでいます。

交流会参加者から、法テラス高知では、どのようにして多くの関係機関と協力関係を築いて来たのか、どのような工夫をしたのかという質問がなされると、中島弁護士は、無料講演が連携のきっかけになることが多い、と答えてくださいました。中島弁護士は、中学校・高校やNPO団体・関係機関の職員から依頼があれば積極的に出かけて行って講演を行い、講演会場で法テラスのパンフレットを配布して、より気軽に弁護士にアクセスしてもらえよう広報活動に努めて来たそうです。また、法テラス高知では、地方協議会を県全体から地域ブロック別で開催するように変更する等、話しやすい会合作りを心がけ、「顔がつながる連携」を目指して来ました。その努力が結実して、連携先の関係者からは「以前は弁護士は敷居が高いと思っていたけれど、今は相談しやすくなった。」と評判は上々です。

- (3) さらに、高知県内の法テラスやひまわり基金法律事務所は、地元単位会である高知弁護士会と良好な協力関係を築いています。高知弁護士会が、長らく存在していた県内のゼロワン地域の解消に向けて、司法過疎地支援や法テラスの活動を熱心に支援して来たこともあり、例えば、中島弁護士や常田弁護士が事件処理などで分からないことが

あると、会員弁護士に直接電話をして質問し、支援を得ることも日常的にあるそうです。

- (4) 法テラス高知の他機関との充実した連携は、所属弁護士の日々の工夫や努力、そして関係者に対する思いやりの積み重ねによって生み出され、継続しているものでした。そのご尽力には頭が下がる思いでした。

4. 法テラス安芸・安芸ひまわり基金法律事務所

- (1) 阪神タイガースのキャンプ地や柚子の生産地として有名な安芸市は、高知県の東部にあり、高知市中心部からは鉄道や車で一時間ほどかかります。
- (2) 法テラス安芸や安芸ひまわり基金法律事務所は、高知地家裁安芸支部・安芸簡裁から徒歩20秒ほどの距離にあり、その近さに驚きました。

安芸支部・安芸簡裁の裁判官は、高知本庁との兼任で、週に2日ずつ、本庁から転補しています。2階建ての庁舎には、窓から陽光が差し込む法廷や、温かみのある内装の調停室がありました。

安芸支部管内では、弁護士ゼロの状態が数十年もの間続いていたそうです。その間、安芸支部管内の住民が弁護士に相談をするには、高知市に赴くか、月に数回の出張法律相談を待つしかありませんでした。

そこで、2004年11月に安芸ひまわり基金法律事務所が開設され、2010年10月から61期の溝手はるか弁護士（岡山弁護士会出身）が3代目所長として活躍されています。

また、2007年10月に法テラス安芸が開設され、現在は、2代目所長である61期の岸敦子弁護士（当会出身）と、62期の野口千晶弁護士（埼玉弁護士会出身）のお二人が活躍されています。

- (3) 溝手、岸、野口弁護士の三人にお話を伺ったところ、多種多様な事件を扱う中で、多重債務や



法テラス高知にて

離婚、不動産の境界に関する事件、対行政事件の相談等が多いとのことでした。野口弁護士は、依頼者の特徴として、債務整理の依頼者に高齢者が多いことや、相続が発生しても登記名義をそのままにしておく人が多いということを挙げておられました。生活保護を受給している相談者も多いそうです。

元法テラス安芸所長・現東京パブリック法律事務所所属の鎌田毅弁護士によると、法テラス安芸や安芸ひまわり基金法律事務所に女性弁護士が増えたところ、両事務所ともに離婚事件の受任件数が増加したそうです。「地元の女性の弁護士に相談・依頼したい」というニーズが確実に存在するとの実感があるとのことでした。

安芸支部管内には法テラス安芸と安芸ひまわり基金法律事務所の2つしか法律事務所がないので、両者が相手方になることは日常茶飯事です。狭い地域社会なので、利益相反の可能性が高いことから、受任はもちろん、法律相談を受けることを控えることもあります。

また、溝手弁護士によると、安芸支部管内で刑事事件が起きますと、必ず法テラス安芸か安芸ひまわり基金法律事務所の弁護士が受任するので、3人以上の共犯事件では、本庁の弁護士が応援に駆けつけるそうです。

- (4) 一方、弁護士による成年後見事件の受任件数は、多くありません。その理由として、法テラスのスタッフ弁護士やひまわり基金法律事務所の所長は任期制のため、弁護士と被後見人の継続的な関係が重要である後見事件においては、地元によくいる司法書士の方が、より依頼者の需要に合致しているからではないか、という意見がありました。地元に着定する弁護士の必要性を感じました。
- (5) 関係機関との連携に関しては、法テラス安芸では、安芸市や室戸市の地域包括支援センターとの

連携が盛んだそうです。例えば、認知症の高齢女性が地域包括支援センター等からの働きかけによって施設暮らしを始めたところ、多額の債務があることが判明し、弁護士が介入して整理をするなど、連携によって解決に向けて動いた事案があります。また、岸弁護士は、生活と健康を守る会等、民間支援団体との連携にも熱心です。困難な状況にあって声をあげたくてもあげられない、高齢者や障がい者の権利擁護活動をさらに進めたいという言葉に感銘を受けました。

- (6) 安芸支部管内では、地域社会で生起する様々な法的トラブルを、少人数の弁護士が、役割分担を意識して解決に当たっている現実がありました。個々の弁護士の執務体制や利益相反から来る受任の限界を考えると、早期に、より多くの法律家が求められている状況にあると感じました。

5. おわりに

今回の視察交流会では、高知県における法テラスのスタッフ弁護士の関係機関との充実した連携状況や、支部管内に弁護士が数名しかいない司法過疎地域における弁護士の活動を実際に見ることが出来ました。とりわけ、60期以降の若い弁護士の方々が、悩みを抱えながらも日夜精力的に働き、地域に根差した活動を通じて、地域社会に貢献されている姿が、とても頼もしく、輝いて見えました。私自身も、法テラスまたはひまわり公設への赴任を希望しており、先輩方の等身大の体験談を伺うことが出来て、とても有意義な経験をさせていただきました。

弁護士が少ない地域であっても、人々の生活があるところに法的トラブルはあり、法律による解決が必要とされています。今回の視察交流会に参加して、国内の弁護士の約半数が集中する東京から、もっと司法過疎地域への支援が必要であるという思いを新たに致しました。